



自分は何歳から老齢厚生年金をもらえるの？



老齢厚生年金は、原則として65歳になったときに支給される年金ですが、一定の要件を満たす場合は、65歳未満でも「特例による老齢厚生年金」が支給されます。「特例による老齢厚生年金」の支給開始年齢は、生年月日に応じて、60歳から65歳までの間で異なり、下記のスケジュールで支給されます。なお、一般組合員の方の場合、昭和36年4月2日以降に生まれた方は、65歳からの支給となります。

老齢厚生年金の支給開始年齢

一般組合員	特定消防組合員等※1	支給時期のイメージ
昭和29年10月2日生 昭和30年4月1日生	昭和34年4月2日生 昭和36年4月1日生	60歳から65歳までのイメージ。退職共済年金(経過職域加算額)は60歳から61歳、報酬比例部分は61歳から65歳、老齢厚生年金は65歳から。国民年金、老齢基礎年金、加給年金額※2も65歳から支給される。
昭和30年4月2日生 昭和32年4月1日生	昭和36年4月2日生 昭和38年4月1日生	60歳から65歳までのイメージ。退職共済年金(経過職域加算額)は60歳から62歳、報酬比例部分は62歳から65歳、老齢厚生年金は65歳から。国民年金、老齢基礎年金、加給年金額※2も65歳から支給される。
昭和32年4月2日生 昭和34年4月1日生	昭和38年4月2日生 昭和40年4月1日生	60歳から65歳までのイメージ。退職共済年金(経過職域加算額)は60歳から63歳、報酬比例部分は63歳から65歳、老齢厚生年金は65歳から。国民年金、老齢基礎年金、加給年金額※2も65歳から支給される。
昭和34年4月2日生 昭和36年4月1日生	昭和40年4月2日生 昭和42年4月1日生	60歳から65歳までのイメージ。退職共済年金(経過職域加算額)は60歳から64歳、報酬比例部分は64歳から65歳、老齢厚生年金は65歳から。国民年金、老齢基礎年金、加給年金額※2も65歳から支給される。
昭和36年4月2日生	昭和42年4月2日生	60歳から65歳までのイメージ。退職共済年金(経過職域加算額)は60歳から65歳、報酬比例部分は65歳から。国民年金、老齢基礎年金、加給年金額※2も65歳から支給される。

※1 特定消防組合員等とは、消防司令以下の消防職員であった方をいいます。

※2 加給年金額は、一定の支給要件を満たした配偶者や子がいる場合に加算されます。

きになる
ワンポイント



支給開始年齢よりも前に年金をもらうことはできるの？

年金の受給資格期間を満たしている場合は、請求を行えば60歳以降の任意の時期から繰上げて受給することができます。

ただし、繰上げで受給する場合、年金額は一定の割合で生涯減額されて支給され、一度請求すると、取消はできませんのでご注意ください。

また、繰上げ請求できる期間は、上記の支給開始年齢により異なります。